

子どもの権利条約フォーラムのための セーフガーディング方針

子どもの権利条約フォーラム 2024 in 東京実行委員会による承認（2024/6/17）

第1条 はじめに：

子どもの権利条約フォーラム（以下、フォーラム）とは、1993年に子どもの権利条約の普及と、子どもの権利について関心を寄せる人々の意見交換、出会い、交流の場として始まりました。毎年、子どもの権利条約採択記念日（11月20日）前後に、全国各地で開催されています。毎回2日間で、延べ1,000人近い参加者が開催地及び全国、そして海外から集まり、子どもを取り巻く環境や課題について、現状報告、意見交換を行う場です¹。

子どもの権利条約フォーラム 2024 in 東京の実行委員会（以下、実行委員会）は、フォーラムにおける子ども参加をより安全・安全な形で進めるための共通認識を形成し、有害な影響を最小限にする（「Do No Harm 原則²」と呼びます）実践を図るために、「子ども参加に関する基本方針」に示されるとおり、当方針を策定します。

第2条 目的：

1. フォーラムの企画・運営において「Do No Harm 原則」を実践し、参加するすべての子どもの安心・安全を守る
2. フォーラムに参加するすべての個人・団体が、子どもの権利を守る実践の1つとして、共にセーフガーディングの実践を学び、深めあう機会とする

第3条 子どものセーフガーディングとは：

子どものセーフガーディングとは、「組織の役職員や関係者によって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むこと³」です。

第4条 セーフガーディングの適用対象者：

フォーラムに参加する個人・団体としては、以下が想定されています。

なお、「子ども」とは、18歳未満のすべての人を差します。本フォーラムにおいては、開催当日のみ参加する子どもと、事前準備等の期間から継続的な活動に参加する子どもがいます。継続的な活動に参加する子どもには、子どもアドバイザーや、子ども運営メンバー（予定）として参加する子どもが含まれます。

¹ <https://childrights-toyota.com/#about> から引用

² Do no Harm とは、もとは人道支援分野で使われてきた原則で、組織の活動により、意図せずとも結果として及ぼしてしまう有害な影響を最小限にするための努力を払うこと。

³ P8「子どもと若者のセーフガーディング 最低基準のためのガイド」<https://www.janic.org/workinggroup/wp-content/uploads/sites/4/2020/05/4ba79ff51f689b2e946367337c001b77.pdf>

本方針は、以下のすべての人に対して、セーフガーディングへの理解と実践を求めています。

個人・団体	立場・関わり	SG 分類
事務局	フォーラムを実施する事務を担う団体を指す。毎年、事務局の役割を担う団体があり、実行委員会運営を含めフォーラムの企画・運営における中心的な役割を果たす	★★★★
実行委員・実行委員会	実行委員として、フォーラムの企画・運営に関わる人・団体。事前登録をした上で、テーマ別の委員会に属して活動している	★★★★
分科会出展団体	2 日間のフォーラムにおいて、分科会に出展する団体、およびその関係者を指す。子どもたちと一緒に分科会を実施する団体や、おとなたちが実施する団体がある	★★★★
サイドイベントチーム	実行委員会のオープニング・クロージング委員会が企画するサイドイベントを運営するチーム・団体。2 日間のフォーラムの敷地内外で行われるサイドイベントを運営する	★★★★
登壇者	2 日間のフォーラムの企画イベントや分科会で登壇をする人。分科会出展団体に所属している場合と、そうでない場合がある（なお、おとなと子どもの登壇者がいる）	★★
ボランティア	2 日間のフォーラムの運営をサポートするボランティア。事前登録により参加することができる。いずれかのテーマ別委員会または事務局の管理の下で活動する（なお、おとなと子どものボランティアがいる）	★★
委託業者	フォーラムの企画・運営を通じて、委員会または事務局から委託を受けて業務を担当する個人、または団体。2 日間のみ従事する業者もあれば、継続的に従事する業者もある。フォーラムと何らかの契約関係がある	★★
一般参加者	2 日間のフォーラムに参加する人。事前登録、または当日受付により参加が可能。オンライン参加者を含む。また、サイドイベントの参加者を含む（なお、おとなと子どもの参加者がいる）	★
視察・見学者	2 日間のフォーラムに視察や見学を目的として来訪する人。一般参加者としての登録はないが、会場内の出入りがある	★
メディア	フォーラムに関する発信や取材を目的に参加をする人。事前に報道機関および関係者として参加登録をして、フォーラムの定める撮影や取材ルールに従う	※

セーフガーディングの取り組みを推進するために、それぞれの個人・団体に応じた異なる役割が期待さ

れています。

子ども

フォーラムに参加する子どもには、安心・安全に守られる権利があります。セーフガーディングの取り組みに関するわかりやすい説明を受け、フォーラム中に行動規範に反する行為や気になる言動を見聞き・経験した場合には、セーフガーディングの窓口にご相談・通報することができます（第7条参照）。

さらに、子ども同士が立場や意見の相違を認め、お互いを尊重しあい意見交換や情報発信をすることも求められます。また、フォーラムにおけるセーフガーディングの取り組み通じ、その課題や改善点について共に話し合っていくことが期待されています。

おとな

子ども以外でフォーラムに参加する個人・団体は、子どもの安心・安全に守られる権利を保障するため、以下の分類により、本フォーラムにおけるセーフガーディングに取り組みます。

★★★	セーフガーディング研修を受け、フォーラムの活動に関わる子どもを危害から守る役割に注力する。フォーラム運営・実施の上での具体的な予防策に積極的に取り組む
★★	セーフガーディングのオリエンテーションを受け、理解・誓約をした上でフォーラムに参加・従事する
★	フォーラム入場前までにセーフガーディングに関する説明を受け、ルールを理解し守って参加する
※	メディアについては、広報委員会が主導し作成するガイドラインに従って発信・取材する

第5条 セーフガーディングの対象範囲と対象期間：

前述の通り、フォーラムに参加するすべての個人・団体に本方針が適用されます。

一方、自身の所属する団体が既にセーフガーディング指針や行動規範を設けている参加者もいれば、セーフガーディングの取り組みに全く馴染みのない人など、さまざまな個人・団体がこのフォーラムに参加します。本方針では、所属団体における取り組みの有無や経験を問わず、フォーラム全体を通じた共通理解と役割の明確化のために、対象範囲を下記の通り整理します。

原則

1. 本方針は2024年11月9日・10日のフォーラム開催期間に参加するすべての人に適用される
2. フォーラムへ向けた準備や移動期間と開催後（上記2日間以外）においては以下の運用とする

	準備・移動・プレイバント	フォーラム当日	開催後
実行委員会の企画・運営	当方針を適用	当方針を適用	当方針を適用
分科会出展団体などの自主的な企画・運営	当方針を理解した上、各団体の責任で取り組む	当方針を適用	報告・発信については、フォーラムのガイドラインに従う

※ セーフガーディングの取り組み経験がない団体や個人においては、フォーラムを学びの機会とし、今後の取り組み導入の参考とすることが推奨される

※ 自身の立場がどの対象範囲に含まれるかが不明瞭な場合は、セーフガーディング委員会に照会

すること。責任範囲等について判断が必要となる場合は、フォーラム実行委員会委員長、および該当団体との合議にて判断する

- ※ 写真や動画の撮影および、ホームページや SNS などによる広報・発信活動上のセーフゲーディング施策については、フォーラム実行委員会下にある広報委員会のガイドラインに沿って行う

第6条 子どものセーフゲーディングのための行動規範

本フォーラムに参加する一人一人に望まれる行動の規範を明らかにすることを目的とし、フォーラムにおいて、下記の行動規範⁴を適用します。

フォーラムに参加するすべてのおとなは、本行動規範に則って行動します。また、当方針第4条の「適用対象者」のSG分類において「★★★」と「★★」にあたるおとなは、セーフゲーディング委員会の指定する方法で、「行動規範誓約書」を提出します。

行動規範

全ての関係者に以下の行為は許されません

- 子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- 子どもと性的・肉体的関係をもつ
- 子どもを利用する、もしくは傷つけるととられかねない関係性をつくる
- 子どもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする
- 子どもが虐待にあいやすい状況をつくる
- 不適切な、あるいは、性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取る
- 子どもが自分でできることを必要以上に手伝う
- 違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担する
- はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つける
- 特定の子どもの差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する
- 活動に関わる子どもと、活動外で個人的に連絡をとる、もしくははとろうとする
- 活動に参加している子どもと同じ床で寝る
- 活動に参加している子どもと同じ部屋で寝る。ただし、例外的状況かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く
- ポルノグラフィや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもを誘導しその危険にさらす
- 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く

子どもと接する際に以下の点に留意する必要があります

- どのような状況が子どもにとって危険なのかを察知し、未然に対処する
- 危険を最小限に留められるよう、計画段階で事業内容や実施場所を熟考し必要な環境を整える
- 可能な限り、他者の目が届く場所で子どもと接する
- どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合えるような、オープンな雰囲気をつくる
- 不適切な行為または虐待となりうる言動が見過ごされないように、各々が責任感を持つ
- 職員や関係者とどう接しているかについて日ごろから子どもと話し、彼らが気になっていることがあれば伝えるよう促す

⁴ 本フォーラムでは、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの行動規範を転用（転用承認済み）

- V. 子どもをエンパワーする。すなわち、子どもの権利に関する理解や、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にどうしたら良いかについて子どもたちと話し合う

第7条 相談通報体制

第5条に示す「対象期間」中の相談体制として、セーフガーディング委員会は、フォーラム共通の通報相談窓口を設置し、広く周知・公開します。気になる言動や安全上の懸念を察知した人は、速やかに窓口連絡することが求められます。

- 子どももおとなも、立場を問わず誰でも通報・相談・連絡することができます。
- 当方針の定めるセーフガーディングに抵触する言動や危険を察知した場合は、そのことを窓口知らせることが必要です。子どもから相談を受けたおとな（または子ども）も、必ず窓口に取り次ぎます。
- 匿名でも相談可能とします。

※ 対応のためのフローと役割は、別途定めます

※ 事実に基づいて相談・通報・連絡した人が不利に扱われることのないよう配慮します

※ 相談内容に応じて、当事者の所属団体などと共有する可能性があります

※ 本窓口は、フォーラム実行委員会の解散をもって閉鎖します

第8条 セーフガーディング委員会の位置づけと役割

実行委員会により設置されるセーフガーディング委員会は、フォーラムに携わる様々な人々がそれぞれの立場において、子どもの人権を守り安全を図るための役割が果たせるよう、その推進と調整役を担います。そのため、本委員会では次のような役割を担います。

- セーフガーディングに関する方針やガイドラインなどを起案する
- セーフガーディングに関する研修を企画・実施する
- 事務局および実行委員会等におけるリスク分析および予防対策の実施をサポートする
- セーフガーディング周知のためのホームページ原稿や資料を草案する
- 準備期間・フォーラム当日・フォーラム後の撮影・発信を想定した共通ルールを広報委員会と擦り合わせる
- 通報相談体制を起案し、窓口を周知する
- 対象期間中に生じた問題や懸念等に関する記録を残し、再発防止策を促す
- セーフガーディングの取り組み全体を検証し、将来のフォーラムへ向けた提言をまとめる

また、上記の役割を果たす過程で、セーフガーディングに関する合意形成や判断が必要な場合は、その内容に応じて実行委員会や実行委員長などに提案をし、判断を仰ぎます。

第9条 子どもの虐待・搾取や有害行為について

子どもに対する虐待・搾取は言うまでもなく深刻な人権侵害です。フォーラムにおいては、一切の人権侵害が起こらないよう全力を尽くし、さまざまな有害行為を防止するために努めます。その共通認識を図るために、有害行為の定義を以下のとおり引用⁵します。

⁵ 出典：Keeping Children Safe (2014). Child safeguarding standards and how to implement them, p.5 (訳：子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド pp.10-11)

身体的虐待：

おとなか子どもかに関わらず、誰かの身体を実際に傷つけること、もしくは身体を傷つける可能性のある行為を行うこと。叩く、揺さぶる、有毒物を与える、溺れさせる、火傷させるなどが含まれます。またや保育者などが虚偽の傷や症状をつくりあげることや、故意に子どもを病気にすることも含まれます。

性的虐待：

子どもが理解していなかったり同意せざるを得ない状況で、無理やり、もしくは、そそのかして子どもに性的行為をする、またはさせること。レイプ、オーラルセックス、マスターベーションやキス、押し付ける、触るといった性器の挿入を伴わない行為なども含まれ、またこの限りでもありません。さらに、性的なものを見せる、子どもを使って性的な写真や画像を作成する、性的に不適切な態度を子どもにさせることも含まれます。

性的搾取：

お金、ギフト、食料、住居、みせかけの愛情、社会的地位など、子どもやその家族が必要なものと引き換えに、子どもに性的な行為をさせること。多くは、子どもと親しくなる、信頼を得る、ドラッグやアルコールを与えるなどして、巧みに子どもを操り強要することで行われます。両者の間には、同意があったと主張されることがありますが、力関係が不均衡である場合には、被害者側には限られた選択肢しか与えられていないため、同意があったとはみなされません。

ネグレクト・養育怠慢：

子どもの身体的・精神的・道徳的発達に悪影響を及ぼしかねないほど、継続して子どもの基本的な要求を満たさないこと。子どもを適切に養育・監督せず危険から守らないこと、栄養のある十分な食事を与えないこと、安全に暮らしたり働く環境を提供しないこと、妊娠中の母親が薬品やアルコールを不適切に服用することやそれを容認すること、障害のある子どもの世話を行わなかったり不適切に扱ったりすることなども含まれます。

心理的虐待：

子どもの心理発達に影響を及ぼすほど、継続して心理的に不当に扱うこと。行動を制限する、貶める、辱める、いじめる（オンライン上のいじめも含む）、脅す、怖がらせる、差別する、ばかにすることなどが含まれます。

商業的搾取：

子どもの心身の健康、教育、モラル、社会的・情緒的発達を阻害するほど、他者の利益のために子どもを仕事やその他活動に従事させること。児童労働（義務教育を妨げる労働や、法律で禁止されている 18 歳未満の危険で有害な労働をさす）などが含まれます。

以上